

生活困窮者就労支援制度ご利用者様 各位

生活困窮者就労支援に係る保険のご案内

1. 生活困窮者就労支援に係る保険とは

本保険制度は、生活困窮者自立支援制度における就労訓練・就労準備支援事業等について、①事業に係る活動の利用者がその活動中に偶然な事故によりケガをされた場合、②利用者が事業参加中に第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりした場合で事業実施主体が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を行います。

2. 保険制度について

ボランティア・市民活動行事保険制度が受け皿となり、生活困窮者就労支援事業に係る参加者の傷害保険、事業実施主体の賠償責任保険の引受を行います。

※ボランティア・市民活動行事保険の規定を準用しますが、一部、生活困窮者就労支援事業独自の規定を定めております。

3. ご加入いただける方（加入申込人）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターに登録されている団体（社会福祉法人、NPO法人、社団法人・財団法人、地方自治体）であり、就労訓練事業または就労準備支援事業（「自立相談支援事業」において、就労支援員等によるプランに基づくボランティア活動や就労体験プログラムへの参加などの就労準備に向けた活動を含む。以下、「就労準備支援事業等」を実施する団体。

（営利法人が事業の実施団体である場合）
営利法人が加入申込人としてご加入いただくことはできません。ただし、就労準備支援事業については、委託者である行政（自治体）が加入申込人になる場合には補償対象とします。
※行政（自治体）の加入となりますが社協の共催、後援、協力などは不要とします。

4. 補償の対象となる方（被保険者）

ケガの補償：就労訓練事業または就労準備支援事業等の利用者（参加者）

賠償責任の補償：就労訓練事業または就労準備支援事業等の実施団体となる法人、団体、自治体

5. 補償の対象になる活動

- ・都道府県知事に認定された就労訓練事業所が実施する「就労訓練事業」において、利用者個々の就労支援プログラムに位置付けられた活動。
- ・自治体より委託された「就労準備支援事業等」において、利用者個々の就労準備支援プログラムに位置付けられた活動。

6. 参加者人数要件

○宿泊を伴わない事業

1名からご加入いただけます。「ボランティア・市民活動行事保険」の加入者要件である、最低加入人数（20名）は適用されません。

○宿泊を伴う事業

1名からご加入いただけます。

7. 行事区分

○宿泊を伴わない事業

ボランティア・市民活動行事保険の行事区分「A」を適用します。

※行事区分「B」、「C」に該当するような事業がある場合は、それぞれB、Cの保険料を適用します。

○宿泊を伴う事業

ボランティア・市民活動行事保険の料率を適用します。

8. 保険金をお支払いする主な事故例

<就労訓練事業>

- ・参加者が就労訓練施設に自転車で向かう途中、交通事故に遭いケガをした。
(往復途上中の補償をセットした場合)
- ・就労訓練中、参加者が転倒しケガをした。
- ・就労訓練中、参加者が施設利用者(高齢者)を介助している最中に誤って転倒させてケガを負わせてしまい、実施団体である介護施設が損害賠償責任を負った。 など

<就労準備支援事業>

- ・参加者が就労準備支援事業に向かう途中、駅の階段を踏み外して転倒しケガをした。
(往復途上中の補償をセットした場合)
- ・就労準備支援事業で農業体験中、参加者が鎌で指を切ってしまった。
- ・就労準備支援事業でPCを活用した集計業務を行っているときに、参加者が誤って水をこぼしてしまいPCを壊してしまった。実施主体であるNPO法人がPCの修理費などの損害賠償責任を負った。(PC本体の物理的損壊が修理の対象となり、データなどのソフトの損害は対象外) など

9. 事故発生時の報告

通常のボランティア・市民活動行事保険と同じ事故報告書を使用し、同様に事故発生時の報告をお願いします。事故報告後の流れはボランティア・市民活動行事保険に準じます。

10. その他の項目について

■その他の項目について

- ・補償内容
- ・保険料
- ・お支払いする保険金の内容
- ・本制度で対象外となる事業内容
- ・保険金をお支払いできない場合

ボランティア・市民活動行事保険と同内容となります。

お問い合わせ先

制度運営	
大阪府社会福祉協議会 大阪府ボランティア・市民活動センター 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 TEL:06(6762)9631	(受付社会福祉協議会)
【取扱代理店】	【引受保険会社】
株式会社島本保険事務所 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 4-1-3 TEL:06(6252)4519	三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部公務開発室 〒540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1 TEL:06(6233)1536

平成29年度版 D17/ASG66 使用期限:2018年3月31日

【加入申込手続きのご案内】

＜加入手続き上の注意点＞ 以下の点にご留意のうえお手続きをお願いします。

①加入申込票の行事名称欄に「就労支援」と必ず明記してください。

※明記いただけませんと参加者が1日20名に満たない場合に1日あたりの最低加入人数要件の未充足として、保険契約が成立しない場合がございます。

②プログラム※1 および活動の詳細が特定できる資料※2 を必ず添付ください。

※1 就労訓練事業における「就労訓練プログラム」、就労準備支援事業における「就労準備支援プログラム」、自立相談支援事業における「自立支援計画（プラン）」等をいいます。

※2 活動の詳細（いつ、どこで、誰が、何をするのか）が分かる資料を指します。

③1年間のプログラムであっても、1ヶ月単位でお申込みください。

＜加入申込票の記載例＞

（事例1）

- ・1ヶ月間の就労支援プログラムに1人が参加する場合
- ・就労支援プログラムの日程：5月1日、6日、8日、13日、15日、20日、22日、27日
- ・各日の参加者数：1名

型区分 (I・II)	行事区分 (A・B・C)	実施予定日	行事名・開催場所・内容	参加予定 人数	1名あたり 保険料	合計 保険料	備考
I II	A B C	5月1日 ～ 5月27日	就労支援 内容（ ）	8人	30円	240 円	

（事例2）

- ・2日間の就労支援プログラムに15人が参加する場合
- ・就労支援プログラムの日程：5月7日、8日
- ・各日の参加者数：15名

型区分 (I・II)	行事区分 (A・B・C)	実施予定日	行事名・開催場所・内容	参加予定 人数	1名あたり 保険料	合計 保険料	備考
I II	A B C	5月7日 ～ 5月8日	就労支援 内容（ ）	30人	30円	900 円	

※実施予定日欄には、5月7日、8日を分けて2行で記載頂いても構いません。

（事例3）1つの就労支援プログラムの中で、複数の行事区分がある場合

- ・1ヶ月間の就労支援プログラムに1人が参加する場合
- ・就労支援プログラムの日程：5月1日、6日、8日、13日、15日、20日、22日、27日
- ・そのうち、5月15日に就労支援受入先主催のキャンプ（日帰り）に参加する場合
- ・各日の参加者数：1名

型区分 (I・II)	行事区分 (A・B・C)	実施予定日	行事名・開催場所・内容	参加予定 人数	1名あたり 保険料	合計 保険料	備考
I II	A B C	5月1日 ～ 5月27日	就労支援 内容（ ）	7人	30円	210 円	
I II	A B C	5月15日 ～ 5月15日	就労支援 内容（ キャンプ ）	1人	134 円	134 円	

上記以外でお手続きにあたりご不明点がございましたら、受付社会福祉協議会までお問い合わせ願います。